

練馬区監査委員公表第 12 号

住民監査請求に係る監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求の監査結果をつぎのとおり公表する。

令和2年9月4日

練馬区監査委員

山 中	協
萩 野	うたみ
福 沢	剛
柳 沢	よしみ

第1 請求の受付

1 請求人

練馬区 A

2 請求書の提出

令和2年7月2日

3 請求の内容

請求人が提出した監査請求書等（別紙1（令和2年7月2日付け）および別紙2（同月21日請求人の追加提出資料））および同月21日に行った口頭意見陳述における請求人の陳述内容から、つぎのように解した。

令和2年2月分の建築審査会専門調査員（以下「専門調査員」という。）の報酬として84,000円が支払われているが、この84,000円のうち、63,000円（@21,000円×3日）は裁決書作成料分（審査請求に係る職権調査分）として支払われている。

令和元年度分の専門調査員報酬のうち、審査請求に係る職権調査分については、84,000円（審査請求に係る職権調査分@21,000円×4回）を元年度分の支出根拠としている。

令和2年2月分報酬では、これを勝手に日数計算に変更し、職権調査分として3日分の報酬が支払われているが、調査に3日必要であった根拠、成果物等が何も提供されていない。

令和2年2月分の専門調査員報酬は、2月建築審査会出席分と審査請求に係る職権調査1回分との合計42,000円を支出すべきところであるが、84,000円を支出しており、その差額42,000円が不当な支出で区の損害となっている。

本来区が支出すべきでなかった報酬額の損害補填を求める。

4 要件審査

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める法定要件を具備しているものと認め、令和2年7月9日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

住民監査請求は、法第242条第1項に定める違法または不当な財務会計上の行為が監査請求の対象となる。

本監査請求では、令和2年2月分の専門調査員の報酬支出が違法または不

当な財務会計上の行為に当たるかを監査対象とした。

2 監査対象部課

都市整備部開発調整課

3 請求人の証拠の提出および陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年7月21日に証拠の提出および陳述の機会を設けたところ、請求人は追加の資料の提出（別紙2）を行うとともに、陳述において本件請求の趣旨の補足を行った。

4 監査対象部からの監査資料の提出

監査対象部に監査資料の提出を求めたところ、令和2年7月31日に都市整備部長名で住民監査請求に基づく監査資料の提出があった。

第3 監査の結果

監査の結果、本件請求については請求人の主張には理由がなく、措置請求は認められないので、これを棄却する。

1 監査委員の判断

事実確認および監査対象部課からの関係書類の調査等に基づき、本件措置請求についてつぎのとおり判断する。

なお、以下引用する条例および規則は、令和2年2月時点のものである。

専門調査員について

専門調査員は、建築審査会会長の命を受け専門の事項を調査する職として、建築審査会に置かれるものである（練馬区建築審査会条例第7条）。

その報酬は日額21,000円（練馬区特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例別表の5の表）で、その勤務形態は「調査実施に要する日および時間」と規定されている（練馬区非常勤職員の設置等に関する規則別表）。

以上のことから、専門調査員の報酬は日額で支払われる。また、専門調査員の勤務形態については、勤務日、勤務時間は定められておらず、調査実施に要する日または時間について調査等の業務に従事すればよいものである。

なお、第1の「3 請求の内容」に記載された「回」と「日」とは同趣旨であり、同じことを言い換えたものである。

令和2年2月分の専門調査員報酬支出について

令和2年2月分の専門調査員報酬は84,000円（@21,000円×4日）が支払われているが、この84,000円の内訳は、63,000円を裁決書作成料分（審査

請求に係る職権調査 3 日分 (@21,000円 × 3 日) として、21,000円を建築審査会出席分 (@21,000円 × 1 日) としている。この審査請求に係る職権調査 3 日分とは、専門調査員が 1 練建審請第 1 号事件 (令和元年10月 2 日審査請求書提出、令和 2 年 2 月18日却下裁決) の審査請求に係る裁決書作成に要した日数である。

専門調査員が 1 練建審請第 1 号事件の審査請求に係る裁決書作成に 3 日を要したことは、令和元年12月17日に建築審査会会長から裁決書案の作成を命じられた以降、令和 2 年 1 月16日の専門調査員から開発調整課管理係への裁決書案作成に当たって必要な事項の問合せメール、同月17日の裁決書案の専門調査員からの送付メール、建築審査会各委員からの指摘事項をもとに修正をした同年 2 月17日の裁決書案の専門調査員からの送付メール、により確認ができる。これら ~ は区役所に来所しての業務従事ではないが、メールおよび送付された裁決書案により専門調査員が上記 3 日間について調査業務に従事していたことが確認できる。

また、同月18日開催の令和元年度第11回建築審査会への出席は、会議録により確認ができる。

よって、専門調査員が 1 練建審請第 1 号事件の審査請求に係る裁決書作成に関して 3 日間は裁決書の調査・作成の業務に従事していることは確認できる。そして、同月 18 日開催の建築審査会への出席分を含め、令和 2 年 2 月分の報酬を @21,000 円 × 4 日分として 84,000 円を支払ったことは、条例、規則に基づいた適切な支出であったといえる (なお、裁決書調査・作成の 3 日間のうち 2 日間は、1 月の業務従事分を 2 月に報酬として支給したものである。) 。

したがって、令和 2 年 2 月分の専門調査員報酬 84,000 円のうち 42,000 円は不当な支出で区の損害となっているという請求人の主張は当たらない。

以上、本件については、違法または不当な点は認められない。

よって請求人の主張には理由がなく、本件請求は棄却するのが相当であると判断した。

【注】別紙 1 および別紙 2 は省略した。